

多可町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定式並びに
多可町と大塚製薬株式会社、多可町消防団との安全・安心なまちづくりに関する
協定締結式

次 第

日時 令和3年6月22日(火)13:30～

場所 多可町役場 大会議室

【包括連携に関する協定】

- 1 開式
- 2 出席者紹介
- 3 協定の経緯及び概要説明
- 4 協定書署名
- 5 写真撮影

【安全安心なまちづくりに関する協定】

- 6 出席者紹介
- 7 協定の経緯及び概要説明
- 8 協定書署名
- 9 写真撮影
- 10 あいさつ
多可町長 吉田 一四
大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部大阪支店 支店長
吉田 卓史 様
多可町消防団長 山本 和樹 様
- 11 質疑応答
- 12 閉式

多可町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定式並びに
多可町と大塚製薬、多可町消防団との安全・安心なまちづくりに関する協定
締結式

出席者名簿

[敬称略]

[大塚製薬株式会社]

ニュートラシューティカルズ事業部

大阪支店 支店長	よし 吉	だ 田	たか 卓	し 史
大阪支店 事業開発担当部長	やま 山	もと 本	ひろ 博	し 資
神戸出張所 所長	とき 時		かず 和	ひさ 久
神戸出張所 営業課 課長補佐	みや 宮	もと 本	とし 利	お 夫
ソーシャルヘルス・リレーション担当 課長補佐	しお 塩	たに 谷	しん 伸	すけ 介

[多可町]

町長	よし 吉	だ 田	かず 一	し 四
副町長	さ 佐	とう 藤	あき 彰	ひろ 浩
教育長	こし 越	かわ 川	まさ 昌	のぶ 信
理事兼健康課長	かつ 勝	おか 岡	ゆ 由	み 美
商工観光課長	きん 金	たか 高	たつ 竜	ゆき 幸
生涯学習課長	ひのき 檜	もと 本	いち 一	ろう 郎
生活安全課長	よし 吉	い 井	みつ 三	ひろ 博

[多可町消防団]

団長	やま 山	もと 本	かず 和	き 樹
----	---------	---------	---------	--------

進行：企画秘書課長 やつ
谷 お
尾 さとし
諭

多可町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の課題解決に取組み、住民サービスの向上と地域の活性化を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」）という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、住民サービスの向上とより豊かで健康的な暮らしの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）健康の維持、増進に関すること。
- （2）子育て支援に関すること。
- （3）教育振興に関すること。
- （4）スポーツ振興に関すること。
- （5）災害対策に関すること。

（6）その他、住民サービスの向上、地域の活性化に関すること。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施に当たっては、甲乙合意のうえ、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 甲及び乙は本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月22日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

多可町

多可町長 吉田 一 四

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号 中之島インテス14階

大塚製薬株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部 大阪支店

支店長 吉田 卓 史

安全・安心なまちづくりに関する協定書

多可町（以下「甲」という。）、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）及び多可町消防団（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、多可町の安全・安心なまちづくりを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」）という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、住民の安全安心な暮らしに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携し、協力する。

- （1）防災・減災に関すること。
- （2）熱中症対策に関すること。
- （3）その他、安全・安心なまちづくりの施策の実施に関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施に当たっては、甲、乙、丙合意のうえ、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 甲、乙及び丙は本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかから協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月22日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123
多可町
多可町長 吉 田 一 四

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号 中之島インテス14階
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部 大阪支店
支店長 吉 田 卓 史

丙 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123
多可町消防団
団長 山 本 和 樹